

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）について

「小さく効率的な政府」を実現する観点から、
 > 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
 > 官民競争入札・民間競争入札を活用することによって、
 公共サービスの改革（質の維持向上及び経費の削減）を推進

【法案の概要】

1. 法の趣旨

- 競争の導入による公共サービスの改革（「公共サービスについて、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねるとの観点から、これを見直し、官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革」）の推進

2. 基本理念

- 公共サービスの改革は、公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行う。

3. 国・地方公共団体・民間事業者の責務

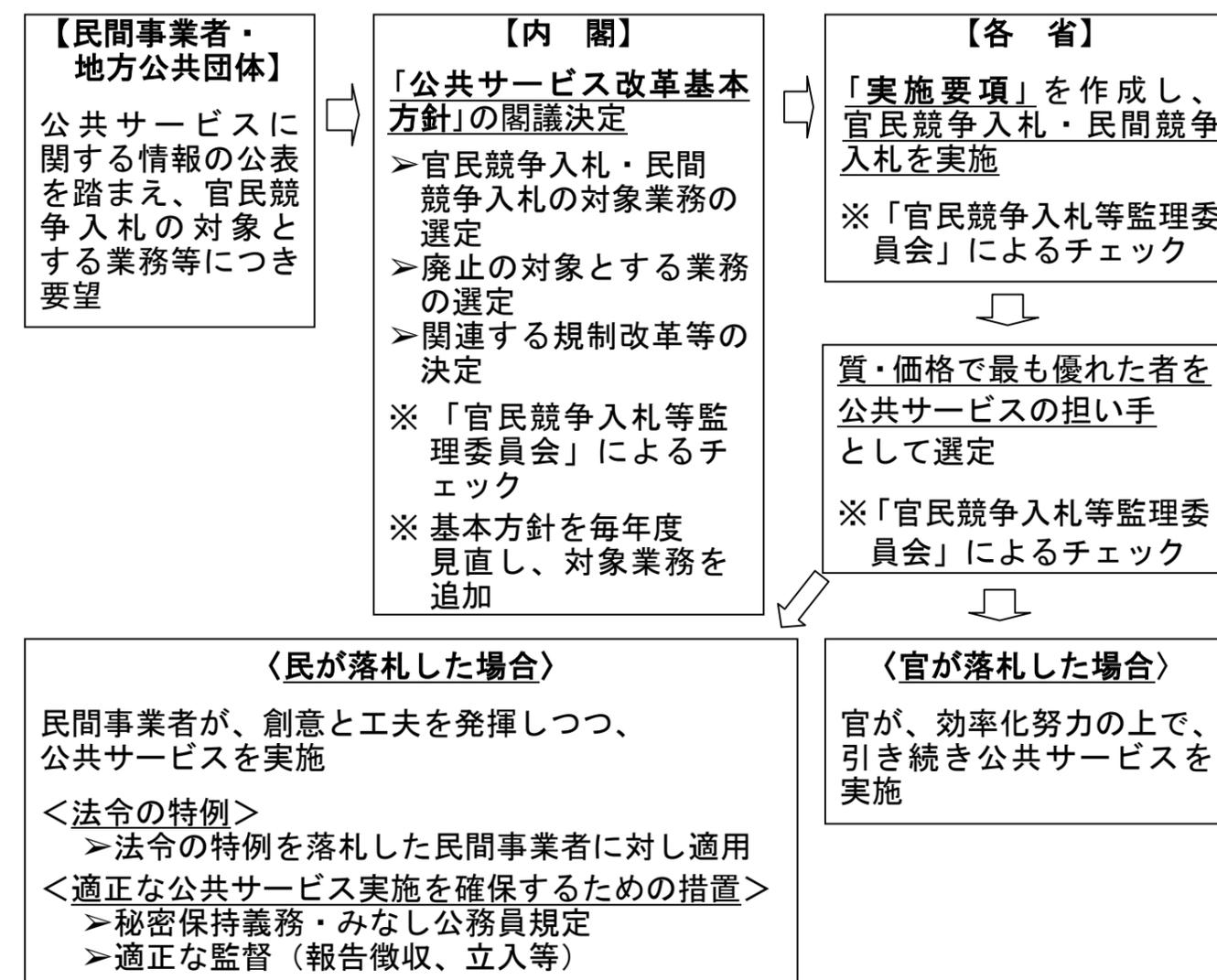
〈国・地方公共団体〉

- 国・地方公共団体は、公共サービスを見直し、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国・地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行う。
- 国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革のための措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努める。

〈民間事業者〉

- 公共サービス実施民間事業者は、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努める。

3. 実施のプロセス



4. 法令の特例

- 官民競争入札等の対象となる公共サービスにつき、官でなければ実施できないとする法令等がある場合について、民間事業者の参入を可能とするための特例を本法案の中に規定。
 【「第一弾」の特例】
 ハローワーク関連業務（人材銀行等）：職業安定法の特例
 社会保険庁関連業務（国民年金収納事業）：国民年金法等の特例
 地方公共団体の窓口業務（住民票の写しの引渡し等）：住民基本台帳法等の特例
- 今後、この法律に基づき、官民競争入札等の対象となる公共サービスの選定と併せ、法令の特例を追加していくことを予定。

5. 「官民競争入札等監理委員会」の設置：プロセスの透明性・中立性・公正性を確保